

# 畜産の現状と今後

## 安田畜産局長全国畜産課長会議に説示す

昭和34年度における畜産振興の指針が、安田畜産局長から全国畜産課長会議の席上において披瀝され、われわれを鼓舞された。その大要を皆様にお知らせいたすと共に御協力をお願いします。 畜産課

### 一. 畜産の現状と今後に対する認識の仕方について

「畜産が産業政策特に農業政策の対象として独自のスケールと理想をもって登場して来たのは戦後である。」という言葉は戦前の我国畜産の地位と戦後の畜産の発展を物語ってあまりあるであろう。この傾向は昭和33年度についても継続し、畜産の総合生産指数の伸びは対前年比9.4%の上昇を示している。農業全体についてみると3.2%の上昇であるから、農業内部の他の部門にくらべて畜産の伸びは非常に大きいものがあると言うことができる。

しかし、その畜産の中に立ち入ってみると、それぞれの家畜の特性に応じ、異った発展の形態と様相を呈している。特に注目されるのは、経済性の高い乳牛、鶏、豚が、それぞれ対前年12.7%、10.9%、6.6%の伸びをみせているのに対し、その他の家畜、例えば、和牛、馬、めん羊、山羊等の伸びが停滞ないし低下していることである。このことは、わが国の今後の畜産のあり方についての大きな示唆を含んでいるものと考えられる。

又、牛乳についてもその年間生乳生産量は155万トン（840万石）をこえ、そのうちでもアイスクリームは前年比42.4%、バターは34.8%、市乳は19.8%、チーズは18.4%の伸びをみせているのに対し、れん乳は22%の減と乳製品の内部でも構造的な変化をみせている。食肉類についても、加工品の伸びには顕著なものがあり、食肉の伸びが11.4%増に対して24%の伸びを示している。

このような畜産の発展は、農業外部の要因つまり消費構造と農業内部の要因とに規制されている。農業外

部の要因つまり消費の側面についてみると、国民所得の上昇による生活様式の高度化は畜産物等の高級食品への需要の増大をもたらし、しかも国民栄養の意識の普及は一層その方向に拍車をかけている。

農業内部の要因としては、農業経営内部の変化とわが国農業の置かれた環境の推移に分けることができる。

わが国の農業経営はドラスティック（思いきった）に遂行された農地改革を背景とする小作地の激減と並んで戦前にくらべて次の諸点において大きな変化を来している。第1は経営の一層の零細化が進んだことである。すなわち、戦前わが国平均の経営規模が1町であったのが、現在8反歩前後となっている。第2は耕地1町歩当り農業労働力が、戦前の2、4人から戦後の3、5人前後の推移にみられるように過剰就業の傾向が進んだことである。第3は、自給的色彩が強かったわが国の農業が貨幣経済の渦中にまきこまれて行きつつあることである。農産物の商品化率が戦前の56%から戦後の各階層を平均してほぼ63%への推移はこのことを物語っている。第4に農業生産面における顕著な技術的進歩、つまり機械や農薬、新肥料等の画期的な導入普及がみられたことである。

以上が畜産に与えると自作農の激増は畜産の導入のための資本の蓄積をもたらし、経営の零細化はその実質的な拡大において、畜産と結びつき貨幣経済への推移は現金収入源として、技術の進歩と過剰就業の問題は労働力の完全燃焼においてそれぞれ強く畜産と結合する客観的な可能性を生ぜしめている。

さらにわが国農業の置かれた環境としての農産物の世界的な過剰化傾向は、生産性の低いわが国の畑作を圧迫し、その停滞を余儀なくしつつある。

他面わが国の穀菽偏重の不合理な農業経営は地力の低下をもたらし、畜産を導入した合理的な農業にかけられた期待は大きくなりつつある。このように農業

## 岡山畜産便り1959.06

の経営規模、農業構造、農業経営等からみて畜産の健全な発達の内方は農業基本制度調査の一大地中心となるであろう。

しかし、この畜産にとってもかならずしも手離しの楽観はゆるされないものがある。例えば、欧州におけるバター、アメリカにおける脱脂粉乳およびその他食肉等の過剰化傾向は、さまざまな問題を生じ、わが国の畜産を圧迫することとなる日も遠くはないであろう。しかもわが国の畜産自体にしても歴史は浅く経営が零細かつ貧困であり、生産基盤特に飼料基盤がぜい弱であったり、無理な搾乳による疾病の多発、流通機構の前近代性、消費の低さ等さまざまな問題をはらんでおり、その合理化による体質改善への必要性は大きいものがある。

しかもわが国農業における商品化傾向の増大は必然的にわが国経済の動向にまきこまれるを得なくなり、その経営の不安定さを招来せざるを得なくなって来ている。

したがってこうした変動に対して強固な基盤を持つ畜産の確立の必要性が一層強まるとともに、農産物の過剰化傾向を契期として行政の中心は価格政策に移行していくであろうし、行政は益々その責任と困難さを増していくであろう。

## 二. 法律関係 (第31国会における畜産関係)

### (一) 酪農振興法の一部を改正する法律

#### (1) 改正の趣旨

昭和29年に酪農振興法が制定されてからすでに5年が経過し、現在までにこの法律に基き81の集約酪農地域が指定された。全国の乳牛飼養頭数は法制定当時の2倍の約74万頭になり、年間牛乳生産量も1.7倍の約155万トン(840万石)になっている。それと共に酪農をめぐる諸条件にもかなりの変化がみられ、生乳の生産についてのみ考慮していれば十分ではありえなくなって来ている。昨年の牛乳乳製品の需給の不均衡に起因する乳価引下問題が端的にこのことを示している。今日の段階では、酪農経営の合理化とその安定のみならず、牛乳乳製品の生産、流通、消費の各段階を均衡をとりつつ健全に発展させてゆかねばならな

くなっており、こうした事態に対応するために酪農振興法の一部を次のように改正したのである。

#### (2) 改正の要旨

まず第1に目的を改めて集約農地域の制度の外、酪農経営改善を図り生乳等の公正取引を一段と確保するように牛乳乳製品の生産、流通、消費の各段階を均衡をとりつつ健全に発展させてゆく趣旨を明らかにした。

次に、従来の集約酪農地域における酪農振興計画は平均10ヵ町村強にまたがる地域の酪農発展の基礎条件の整備計画であり、いわば酪農開発計画とも称すべき性格のものであって、農家の経営の改善については、必ずしも十分ではなかったため、集約酪農地域の内外にわたり酪農経営の改善をはかる制度を設けることとした。

また酪農振興計画の達成のため、集約酪農地域周辺の一定の地域を指定して、この指定地域内の酪農事業施設について配置の適正化のため届出及び勧告の制度を設けることとした。

さらに流通面については、生乳等取引契約については、生乳等取引契約において売買価格等を明確に約定させる措置および組合等が当事者となる生乳取引契約、団体協約の締結または変更について交渉の勧告の制度を設けるとともに、生乳等の取引に係る紛争の処理機構を改善して都道府県知事が自らあつせん調停を行うこととするほか、2以上の都道府県にわたる重要な事件については農林大臣において処理することができることとし、生乳等の取引の公正化のための措置の強化をはかることとした。

牛乳および乳製品の消費の増進の面では、学校給食向牛乳乳製品の供給を促進するほか、その消費の増進に関する措置を講ずるよう規定をおき、さらに需給調整のためには、国が乳製品の保管計画を作成し、これにしたがって乳製品の計画的保管を行うとともに所要資金につき酪農振興基金が融資保証を行うこととした。

以上の諸措置の適正な実施のため、行政庁の調査権を拡大することとし、また国が必要な助成を行うことができるよう規定を整備した。

## 岡山畜産便り1959.06

以上が今度の改正の概要であるが、今後酪農乳業の体質改善を図り、これが進むに従い法律の追加改正をなお要するものもあろうが、ともかく現在および将来についてみてこの内容を実質的にうらづける諸施策や、また従来から行って来た酪農対策を充実させるための諸施策とあいまって所期の成果を収めるよう努力してゆく所存であり各位の御協力を願う次第である。

### (二) 養鶏振興法

養鶏振興についてはその最も基礎的な問題である優良な資質を有する鶏の改良普及を効率的に図る制度を法制化するため、法律案を3月31日に閣議決定し、国会に上提の手続をとっている。

### (三) その他の関係法律

そのほか本国会に上提された法律で畜産に関係のある法律としては33年度に策定された「北海道畑作営農改善対策要綱」を法律化した「北海道寒冷地畑作営農改善資金通臨時措置法」が制定され、又砂糖税制の改正による消費税の増加に対して小かん乳製品業者の負担を従来どおりに据えおくため「小かん加糖れん乳等の製造の用に供するため売り渡す国産てん菜糖の売渡価格の特例に関する法律」も制定をみた。

家畜共済についても、国庫負担額の増額について関係法律の改正があった。更に市街地における畜産施設を規制する。

「へい獣処理場等に関する法律の一部を改正する法律」が、国会に上提されている。

生鮮食料品中央卸売市場対策調査会法の成立により、畜産関係からは肉と鶏卵についての各界の代表を送ることとしたから、この点についても御留意をお願いする。

## 三. 予算財政融資その他の重要施策

### (一) 34年度予算財政融資の概要

畜産局予算の総額を概観すると、34年度の農林関係予算の総額が1,063億円で前年対比薬5%の増加に対し、畜産局予算案の総額は37億4,000万円でおおむね16%の増加であり、これを実質的にみると昨年の特殊事情下に行われた酪農振興基金への政府出資5億円

を除き、32%増となり顕著な増加を示している。その他畜産関係資金は17億円で19%の増、畜産局以外の他局他省の畜産関係予算の総額は19億円で31%の増、他局畜産関係資金は42億円で35%の増といずれもめざましい増加をみせている。この畜産局関係予算のうちで増加した主なものをひろくと牛乳乳製品の需給調整に8億3,000万円の増、草地改良事業に3,400万円の増、そのほか新規として種畜牧場整備に4,600万円、寒冷地和牛指導施設に3,200万円、豚産肉検定施設に2,100万円があり、減少したものは酪農振興基金5億円、有畜農家創設事業の馬およびジャージー種乳牛の減少による3,000万円等が主なものである。

### (二) 牛乳製品の学校給食供給事業等

#### (1) 学校給食用牛乳乳製品供給事業

昨年大きな問題となった牛乳乳製品の需給の不均衡は一般景気の回復を背景として学校給食、消費普及等の諸施策、並びに第一線に立つ各位の絶大なる御協力によってかなりの改善がみられ、乳製品の在庫も正常にもどり、需給の見透しも明るさを加えている。本年度は昨年の経験に徴しその万全を期するため40万石の牛乳乳製品を学校給食に供給するよう措置している。

本年度における補助単価の引下げは、原料乳の値下り、取扱量の増加等によるものであるが、各位におかれても父兄負担の増加を避けるよう各種の措置を講じていただきたい。

本年度は、今後国産牛乳乳製品による学校給食を計画的に行ってゆき、輸入脱脂粉乳を逐次減少してゆく法的制度を固めて行く第1年を考えている。学校給食に対し、国内牛乳乳製品が一時的に過剰にあるときだけ、その解決のための尻を学校へもって行くという非難がないようにして進めたいと考えている。

なお学校側に年間実施の希望もあるので、第1学期においても都道府県は割当量の範囲内でこれを行えることとしているがこの場合その供給確保には特に御留意願いたい。

#### (2) 牛乳乳製品の消費普及について

昭和33年度においては、集団飲用の促進、農村消費の拡大、消費者に対する啓蒙宣伝を関係諸団体の協力

## 岡山畜産便り1959.06

のもとに実施したが、昭和34年度においては中央と地方の普及組織の緊密な連携により集団消費の促進、農村消費の拡大等について実施ある普及運動措置を講ずることとし、これらのため助成費として475万円を予算に計上している。各県においても以上の趣旨に沿って消費の拡大に充分御努力を願いたい。なお34年度においては酪農振興基金が500万円の予算を計上し政府と協力して消費普及に努めることとなっている。

### (3) 牛乳乳製品の流通調査等

需給の調整に資するため、牛乳乳製品生産費調査を引き続き実施するほか新たに乳製品在庫量の適確な把握のための牛乳乳製品流通調査を委託実施する。なお、このほかに官房計上として市乳乳製品価格調査および市乳乳製品需要動向調査を行う。

### (4) 家畜、肉畜、食肉、鶏卵等の流通改善に関する事項について

食肉と鶏卵については生鮮食料品中央卸売市場対策調査会の畜産部会制検討すると共に、家畜については別途その取引改善資金確保の制度規格取引等については、

右調査会の畜産部会と連絡をとる建前であるとともに、畜産局内に家畜取引改善協議会を設置して検討しそれぞれの試案を得たのち35年度の予算法律等により実現したい考えである。

家畜取引については、家畜取引法にもとづき、主として家畜市場を中心に取引の近代化を図ってきたが、この家畜の流通機構はきわめて複雑で困難な問題が多く、従来の行政のやり方についても反省を要すべき点もあるかと考えられ、これについての抜本的な解決をはかる意味において、34年度には、その実態を調査するとともに、との取引の制度、方法の改善について関係者、学識経験者とともに家畜取引制度改善調査会（仮称）を設け、その検討をすすめる所存である。

また食肉の輸入については、検疫に万全を期するとともに、33年度からは外貨割当制を採用し、国内の食肉生産が輸入によって圧迫されないように配慮している。

食肉市場は、中央卸売市場法の適用によって公正明

朗な取引きを行うことになっており、各開設者とも卸売人の許可申請にあたっては生産者または出荷者の利益代表となりうる信用ある者を選び、農林省としてもその許可にあたっては厳密な審査により万全を期するとともに強力な育成指導を行い健全な発達を図る方針である。

### (三) 種畜の改良

零細なわが国の畜産経営においては、家畜個体の能力にかける期待には多大なものがある。他方、最近の人工授精の顕著な普及は、種雄畜の減少をもたらし、高い技術と多大な経費をようする家畜の改良事業は、私企業の成立を困難ならしめている。さらに、多大のロスをかえりみず、大胆な近親繁殖を行って原々種を造成することは民間企業では限界があり、行政庁による改良事業への期待は大きくなっている。

このような事態に対して、つぎのような体制を整えることにした。

#### (1) 種畜牧場の整備

時代の要請にこたえるため、前年度から種畜牧場の整備促進をはかることとし、養鶏種畜牧場の整備に引き続き、本年度は新しく乳牛専門牧場として新冠種畜牧場、和牛専門牧場として鳥取種畜牧場を整備する。このため予算として6,200万円を計上している。

#### (2) 褐毛和牛増産

最近の旺盛な食肉需要と、他方における和牛頭数の減少化傾向に対処して、これまで、改良増殖のため実施してきた黒毛和種種畜の設置補助はこれを継続して、80頭の設置を助成すると共に更に今回肥育性の早い褐毛和牛を増殖することとし、繁殖に供用されていない雌牛を活用して、5ヵ年後に約7万トンの大衆肉資源を確保することを目途として種雄畜の設置を助成する。

#### (3) 豚産肉能力検定施設の設置

肉質肉量のすぐれた経済性の高い系統を選抜普及するため、国立産肉能力検定施設を養豚の中心地である関東地方に設置し、わが国の供用種雄豚の3分の1を検定済とする目途の下に、34年度はさしあたり200頭の検定を実施する。

#### (4) 寒冷地和牛指導施設の設置

## 岡山畜産便り1959.06

肉牛資源の開発の余地が大きい北海道に寒冷地和牛指導施設を設置（十勝種畜牧場に併設）し、肉牛増殖の基地たらしめ、10年後には北海道の現在の和牛を10倍の3万頭程度まで普及することを期している。

### （四）家畜の導入

寒冷地畜産振興事業およびジャージー種乳牛導入事業は前年度に引き続き行うが、有畜農家創設業については、最近の家畜飼養の動向が単なる無畜農家の解消よりも適地における当該畜産経営の安定確立のための家畜導入を必要としてきているので、経営拡大のためにも導入しうるような有畜農家創設事業等の諸基準の改定を行う方針である。また本制度の運用に当っては、従来の酪農地域は勿論のことのみならず、牛乳の需給状況、牛乳経済圏及び家畜の共同出荷体制等の諸事情も考慮に入れて酪農経営安定地区等にも導入する方針である。なお北海道寒冷地畑作営農改善資金融通臨時措置法の制定に伴い、北海道寒冷地畑作振興地域における家畜の導入についてはその営農改善計画に基く資金貸付に留意して行うようお願いする。

また有畜農家創設事業および中小企農畜振興事業による家畜導入については、本年度は、とくにめん羊を倍加し、養蚕農家の転換をはかることとなったので、その導入に当っては適地の選定に十分なる御配慮をお願いしたい。

更に次の年度には適切な養蚕農家の転換に備えては緬羊のみならず乳牛の導入も考えて行きたい。何れにしても35年度以降は、年々4億円にのぼる予算を使用している重要事項であるので、家畜導入制度を簡素効率的で適切なものとするよう改善した制度を確立するように致したい。

なお馬のビルマ賠償用の調達に対しては別途地方庁をお願いしてあることに十分の御協力をお願いしたい。

### （五）飼料自給対策

#### （イ）草地造成改良事業について

草地の造成改良事業は、畜産経営基盤の確立、国土の高度利用の見地からその重要性を認識し、その積極的な推進に当って来たが、当初の計画に対し、一般的にその進捗は必らずしも高いとはいえない現状であ

る。

例えば昭和33年度においては高度集約牧野造成事業は4,600町歩を予定したが、実際には約3,500町歩の改良造成が行われたのみである。

こうした改良造成の不振の原因としては①調査の不十分②家畜との結びつきの薄弱性③指導普及の不足④事業執行体制の未整備⑤国の補助制度の未確立⑥草地をめぐる権利関係の錯綜⑦助成の平薄さや具体的な事業採択基準の諸問題が挙げられる。

当局としてはこれらの諸原因に対して逐次必要な措置を講じてゆく所存であるが、都道府県におかれても、造成しようとする草地について、以上の諸点に留意して、着実な計画を樹立するとともに、この事業実施に齟齬をきたさぬよう万全の措置を講じ、事業の推進に努力していただきたい。

本年度の高度集約牧野の造成については、前年度4,600町歩を大幅に上廻り、7,000町歩の造成改良を行う。さらに北海道の湿地牧野については、その事業化のための調査設計を行い、大団地牧野については、新規にその改良のための調査及び設計を行う。

この他、乳牛等の放牧による牧野管理の新しい方式の展開として、放牧利用模範施設を引き続き設ける。

又国に草地管の設置はひきつづき増員して行うこととしている。

#### （ロ）自給飼料増産事業

飼料作物の普及には顕著なものがあり昭和33年には27年の約2倍30万町歩の普及をみているが、更に一層の増産をはかるため、昭和34年度からあらたに酪農振興法改正による酪農改善安定対策として、飼料作物の作付増反および飼料畑造成、北海道における永年牧草地の更新等を対象として農業改良資金により、所要資金を貸付し飼料作物の栽培を奨励し、増産を図ってゆく予定である。

これらの事業についてその設計指導に要する経費に対し本年度新たに補助金を交付することとしているので十分な御指導を煩わしい。また従来ともすれば関係各局との連絡調整が十分でなかった点がみられるが、今後は特にこの点について十分なる御配慮をお願いしたい。

## 岡山畜産便り1959.06

また33年度に実施した主要甘藷作畑地帯における牧草飼料作物の導入利用のための技術研修は本年度においてさらに主要馬鈴薯作畑地帯についても同様技術研修を行うこととする。

さらに草地面積の拡大に伴いこれを効率的に利用するためには生草利用、エンシレージ利用のほか、乾草の調製を必要とするので、これを助長するための措置として、ヘイコンディショナー（乾草調整機）15台を導入する予定である。

次に飼料作物種子供給確保の対策として、国立種畜牧場における原々種圃を拡大する外、原種は250町歩を継続経営し、採種圃も増反し、優良飼料作物種子を系統的に増産することとしている。

このほか、わが国に適する輸入飼料作物種子の品種並びに規格を設定して不良種子の輸入を防止するため、牧草類種子規格委員会を設け、今後需要増が予想される優良種子の確保についてその態勢の整備を図ることとしている。何れにせよ畜産経営の基盤確立のため耕種農業のための土地改良法、農地法、国有林制度、土壤改良事業等に当ることを総合的に考え且つ家畜飼養を考えることであるから1年程関係各方面の農知を網羅して、自給飼料、草地改良の調査、計画、実施、補助、融資、管理主体やその形態等に関する基本法を単独に制定するように運びたい意欲をもっているので必要に応じて地方庁におかれても御協力を願いたい。

### （六）流通飼料対策

最近における濃厚飼料の需給は従前に比べ非常に安定した状況にあり、飼料価格も前年同期に比して一般的に大幅の下落を見ている。しかし畜産物価格の推移に比較すればなお不十分と考えられるので、本年度においては、特に酪農経営の改善安定に資するよう、ふすま、大豆油かすの需給安定に重点をおくこととし、昨年度に引続き専門工場制度によるふすまの増産態勢を強化するとともに、飼料用大豆の政府操作の増枠をはかる等の措置を講じ、昨年度に比し約5%の価格下げを行うことを目途として飼料需給安定法の適切な運営を図りたい。これは配合飼料の価格の改善やこれがために要する措置についても不日同様の考えに

よる措置をとるつもりである。

なお最近の流通飼料には、その品質の低下した粗悪品が多く、畜産農家の蒙る損害は相当なものがあるので、飼料の収去検査を重点的に強化し違反のないよう検査取締態勢を整備し、粗悪品の流通を防止したい。また他方、家畜、家きんの栄養に関する知識の普及啓蒙に努め、飼料の消費流通面から粗悪品を積極的に駆逐したい考えである。

### （七）家畜衛生対策

家畜衛生行政に重要な地位を占める。

家畜保健衛生所の整備は、なお不十分な点が多いので、これに対処して、33年度に36ヵ所の家畜保健所の設置を助成して来たが本年度は進歩した技術の十分な活用と人手不足の緩和に資するため、家畜衛生車の設置を助成することになった。また家畜伝染病対策はかなりの成果を収めているが、今後さらに防疫体制の強化を期するとともに、とくに豚コレラについては、昨年相当の発生を見たので、豚の飼養状況等を把握して効率的な予防注射、移動制限の取締強化等を指導し、万全を期されたい。

最近の経験に徴すれば乳牛の感冒、鶏の白痢等についてもその予防撲滅に一段の力を注がれたい。

（八）畜産に関する試験研究の推進と技術改良普及体制の強化

#### （イ）試験研究

畜産に関する試験研究については戦後家畜衛生面を除いては振興局に整備統合され、その後昭和31年農林水産技術会議が設置され研究実施の強化が図られた結果種畜牧場においても業務の一部として実用面の試験研究を行うことになった。

現在実施中の主要研究課題は農林水産技術会議において総合的に推進されている家畜栄養（主として乳牛）、乳牛育種、草地造成であり、これについてはそれぞれ研究協議会を設け農林省所管の種畜牧場を含む各研究機関、関係大学、県種畜場又は県農試等がそれぞれのスタッフと設備を活用して研究推進に努めている。

この他特別研究として冷凍精子の応用、家畜の人工受胎、和牛の肉利用増進、酪農の飼料構造、放牧によ

## 岡山畜産便り1959.06

る草地改良及びブルセラ病に関するものが継続研究として進められ、新規研究項目としては鶏の白血病、ダニ及びピロプラズマ病に関する研究等が計画されており、以上研究経費としては34年度において10,600万円を計上している。

又試験研究の強化については今後とも一層努力する考えであるが各県におかれても独自の試験研究を推進せられるとともに国の実施する総合研究の推進についても一層の御協力を願いたい。

### (ロ) 畜産技術改良普及

畜産経営における技術の普及向上の重要性にかんがみ、国、都道府県を通ずる試験研究を総合的に推進して技術指導の指針を確立するとともに、これを農家に普及拡大するため次のような措置をとることとしている。

#### (1) 国及び都道府県の畜産に関する講習及び研修

国で実施する畜産講習会も年をおって軌道にのりつつあるが、研修施設については不備な面も多々あるので34年度においては福島、大宮各種畜牧場の施設強化を図ることとし、一方事業費の増額も図ることとした。

又県種畜場における研修施設(備品)の整備についても畜産特普及費の設置と関連して前年に引き続き更に10ヵ所分助成することとしている。

#### (2) 畜産技術経営診断指導

民間における畜産に関する技術指導の中核体である都道府県畜産会に対しては、前年同様2,300人の指導員を委嘱して34年度も畜産農家の技術及び経営診断指導事業を引き続き実施することとし、特に主要酪農地区に対しては飼料の自給度向上を主要目標とする濃密指導を行う一方家畜共済上乳牛事故の多発興については前年に引き続き事故防止推進事業を実施することとしている。

ただ、この事業の発展的推進を図るためには畜産会の現状からすれば、会自体の指導力の増強と財政の強化が必要であるので、各都道府県におかれてもできるだけ財政的援助の拡大等考慮願いたい。

#### (3) 畜産に関する農業改良普及

専門技術員の専門項目については、34年2月7日農

林省令第三号で一部改正が行われ、その結果畜産関係は従来の「畜産」が「畜産一般」、「乳牛」、「養鶏」に分かれ、「飼料作物及び草地改良」となり、緑肥作物は「土じょう肥料」に含まれることとなった。また、従来の「畜産加工」は「農産加工」と統合して「農畜産加工」となり、最近の畜産の生産構造を反映したものとなった。

改良普及員については畜産関係陣容の強化を図ることは勿論であるが特に昨年度から設置の畜産特普及員については本年も引き続き増置することとし、適地に配置して畜産指導普及の万全を期する所存である。

更に畜産関係団体についていえば、農馬の登録団体でも4つ軽種馬を入れれば7つにのぼる団体があり、畜産関係全部では200にのぼる団体がうごめいており、これらの弱体な団体の統合整備を図って系統化強力化して、高級な指導員を配置できるような強力なものにしたい。

この問題は地方庁の方が実状に明るいと思うのでそのあり方について御指導願いたい。

なお、34年度畜産局予算の施行は概ね夏までに準備行為を完了し、その間又、必要があれば会議を開いて年内に調整を図りたい。

又、本省と家畜衛生試験場や農研家畜部又振興局の普及部等とは毎月1、2回の定例連絡会議を行うこととして畜産の総合行政を効率よく行っていくことに新機軸をひらきたい。